平成２１年（フ）第２０３１８号
東京都板橋区坂下２丁目１－２－410　けやき台ハイツ２号棟
破産者　小濱　直樹
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１７号
神奈川県川崎市宮前区水沢１丁目１番１号
破産者　株式会社西山水産
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１８号
東京都品川区南大井２丁目12番10号906
破産者　株式会社北部元熊商店
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６号
横浜市瀬谷区二ツ橋町296番地51
破産者　有限会社八甲建設
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７９号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番７号
破産者　有限会社カミヤマ商事
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６９３８号
大阪市北区天神橋２丁目北１番14号
破産者　株式会社アマナ
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３７４号
大阪府大東市赤井３丁目16番28号
破産者　株式会社エヌアイコーポレーション
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１４号
大阪市西区九条１丁目14番29号
破産者　株式会社京都屋
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０３号
大阪市北区豊崎５丁目１番２号
破産者　株式会社松村製作所
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８号
大阪府箕面市百楽荘４丁目１番21号
破産者　株式会社エスワイ総合住設
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１－５－７武庫之荘フォーティナインビル５Ｆ
破産者　有限会社ネオプロジェクト
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９号
堺市堺区南花田口町２丁１番18号
破産者　徳丸博史建築設計株式会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
堺市中区深井水池町2948番地２
破産者　株式会社総住
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２７４号
札幌市中央区南２条西３丁目１番地
破産者　株式会社ルキヤ北海道
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６５４号
岩手県北上市和賀町長沼５地割381番地１
破産者　有限会社大和産業
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９１０９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜675番地１パークシティ白岡Ａ棟418
破産者　太田　清和
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７号
東京都八王子市元横山町２丁目14番15号アサヒビル301号
破産者　加藤　良子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第３５８号
横浜市金沢区富岡東６―26―６、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区不老町３丁目13番７号
破産者　田中住宅産業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４３号
京都市下京区大宮通丹波口下る大宮３丁目22番地３
破産者　株式会社ゼンキョウサービス
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８６号
群馬県前橋市鳥羽町639番地　金井貸住宅、住民票上の住所群馬県前橋市下小出町３丁目７番地３
破産者　小笠　銀子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
北海道赤平市茂尻新町４丁目23番地
破産者　片岡　直治
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係